

課税標準の特例を受ける償却資産（平成 29 年 4 月現在で主なものの）

地方税法（第 349 条の 3、附則第 15 条）に規定されたこの表の償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

なお、特例適用には一定の条件がありますので、事前に税務課資産税係までご確認ください。（一部抜粋）

特例対象資産	関係法令及び対象者	特例率	添付書類
ガス事業法による一般ガス事業及び簡易ガス事業用資産でガスの製造及び供給に供する資産	ガス事業法第 2 条第 2 項及び同条第 4 項 施行令第 52 条の 2 一般ガス事業事業者 簡易ガス事業事業者	最初の 5 年間 1/3	
		次の 5 年間 2/3	
内航船舶	施行規則第 11 条の 3	1/2	
汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項又は第 3 項	1/3	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
ごみ処理施設及び一般家庭の最終廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写し
下水道除害施設	下水道法第 12 条第 1 項又は第 12 条の 11 第 1 項	3/4	除害施設新設等届出書の写し
H28.3.31 まで に設置した再生可能エネルギー発電設備（ <u>固定価格買取制度の対象となるもの*</u> ）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項	3 年間 2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し、電気事業者との特定契約書の写し
H28.4.1 以降 に設置した再生可能エネルギー発電設備（ <u>自家消費型のもの*</u> ）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項	3 年間 2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し、電気事業者との特定契約書の写し

経営力向上計画の認定を受けた 中小事業者等が取得した機械及 び装置	中小企業等経営強化法 第14条第2項及び第 13条第4項	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営力向上計画の申請書の写し ・ 経営力向上計画の認定書の写し ・ 工業会等による仕様等証明書の写し
経営力向上計画の認定を受けた 中小事業者等が取得した機械及 び装置 ※ リース会社が軽減措置を受け る場合	中小企業等経営強化法 第14条第2項及び第 13条第4項	1/2	上記書類に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・ リース契約書の写し ・ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し
※ 「法」→地方税法、「施行令」→地方税法施行令、「施行規則」→地方税法施行規則			

*太陽光発電設備に関する課税標準額の特例について

従来、固定価格買取制度の対象として、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備が特例の対象となっていました。しかし平成28年度税制改正により、平成28年4月1日取得分から、当該認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備が、特例の対象となります。

なお、平成28年3月31日以前に取得した分については、引き続き従前の規定が適用されることにご留意ください。